

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第8号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 育児休業条例第2条第5号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>（勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して定める非常勤職員）</p> <p>第17条の2 育児休業条例第19条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>	<p>（勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 育児休業条例第2条第5号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>（勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して定める非常勤職員）</p> <p>第17条の2 育児休業条例第19条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。